

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規定は、社会福祉法人つくし会の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、社会福祉法第45条の34第1項第3号に定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては報酬は支給しない。

- (1) 非常勤の役員 報酬
- (2) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第4条

- (1) 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第1に定める額とする。
- (2) 評議員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第5条

- (1) 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席につき支給する。
- (2) 報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の

指定する本人名義の口座に振り込むことができる。

(3) 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公 表)

第3条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改 廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附則

この規程は令和 2 年 6 月 20 日（評議員会の議決日）から施行する。

表第1 (非常勤の役員の報酬)

(1) 理事

	日 額
理事会等会議への出席	3000 円

(2) 監事

	日 額
理事会、監事監査等への出席	3000 円

別表第2 (評議員の報酬)

	日 額
評議員会への出席	3000 円